

JISA 契約セミナー

「民法(債権関係)と情報サービス産業における契約上の論点について」開催

平成23年5月24日、全国情報サービス産業厚生年金基金会館において、JISA 契約セミナー「民法(債権関係)と情報サービス産業における契約上の論点について」が開催された。出席者は120名。

当日は、平成23年3月に発行した[報告書22-J007「民法\(債権関係\)の改正に伴い考慮すべき情報サービス取引上の課題」](#)の作成メンバーを講師に、以下の講演が行われた。

1. 「ソフトウェア取引を巡る法的課題の現状」

飯田耕一郎氏(森・濱田松本法律事務所 弁護士)が、「ソフトウェア取引におけるトラブルの傾向」「ソフトウェア取引を巡る裁判実務と現行法の課題」について講演した。

飯田氏は、裁判実務を通じて、「契約成立の有無」「債務不履行・瑕疵の有無」「当事者双方の帰責事由の有無・程度」「解除の可否」「損害賠償の範囲・金額」がソフトウェア取引における「典型的な5争点」と言えるのではないかと提唱し、注意を促した。また、このような現状を踏まえ、規模等取引の案件に応じて契約実務を充実させる必要があり、裁判実務にかかる労力等を考慮すると、大規模案件については特に一定の取引コストをかけてでも契約上で様々な事態を想定しておくことは重要と述べた。

2. 「民法(債権関係)の改正に伴い考慮すべき情報サービス取引上の課題」

大谷和子氏(平成22年度 JISA 企画委員会法務部会 部会長)が、上記報告書をもとに、現在、法務省で行われている民法(債権関係)改正の審議状況と情報サービス産業から提言すべき事項について解説した。

特に、当日は、「ユーザの協力的関与を促す規定の新設」「役務提供契約のたてつけ」「瑕疵の定義等に関する裁判例を規定化」「下請負人の直接請求権のもたらす懸念」「約款における不当条項規制への懸念」について紹介した。

民法(債権関係)の改正については、パブリックコメントと関係団体ヒアリングが行われており、JISA でも適宜対応を進めている。

【関連URL】

- [法制審議会民法\(債権関係\)部会第27回会議\(平成23年6月7日開催\)](#)
- [「民法\(債権関係\)の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見募集](#)

(茂木)